

中国間接税情報

加工貿易業務の輸出税還付照合消込み手続き：期限迫る

概要

今回の間接税ニュースレターは、特に、進料加工に従事する企業に注意を喚起するためのものがある。2014年4月20日までに、主管税務機関にて過去年度に照合消込みを行った加工貿易ハンドブックにかかる進料加工業務の照合消込み手続きが必要とされている。

中国の輸出税還付制度には、複雑な計算プロセスがある。特に、保税輸入材料を用いた加工と再輸出による進料加工業務においては、保税輸入材料の金額は、当期の還付控除免税金額の減額項目（「当期輸出貨物FOB価格-当期の免税購入原材料価格」×輸出貨物の税還付率）とされるばかりではなく、輸出貨物の販売コスト（「当期の輸出貨物のFOB価格-当期の免税購入原材料価格」×[輸出貨物の適用税率-輸出貨物の税還付率]）にも影響を与える。実務上、主管税務機関は、計画配賦率を用いて毎月の増徴税にかかわる還付控除免税金額を計算するよう加工貿易企業に要求している。基本的に、保税輸入材料の輸出製品価格に占める割合を推定し、計画配賦率を計算しているため、税関ですでに照合消込みを行った加工貿易ハンドブックの実際の配賦率との間で著しい差異が生じる可能性がある。当該差異は、過去の増徴税の輸出税還付申告にも調整を加える必要を生じさせる。

輸出貨物労務増徴税と消費税に対する税務管理をより規範化するために、国家税務総局は2013年に『<輸出貨物労務増徴税と消費税管理方法>に関する公告』（国家税務総局公告[2013] 12号、以下は「12号公告」と略称する）を公表した。12号公告のポイントの1つは、加工貿易企業の税務照合消込みに関する要求が明確化されたことである。2014年より、進料加工に従事する企業は、4月20日までに、過去に照合消込みを行った加工貿易ハンドブックの進料加工業務の照合消込み手続きを実施する必要がある。2014年は当該要求が正式に実施される初年度であるため、2014年度の照合消込み範囲として、過去年度に照合消込みを行ったハンドブックが含まれる可能性がある。もし加工貿易企業が過去に照合消込みを実施していない場合、関連する作業量や影響は相当大きいことが予想される。



私どもの観察および考えられる影響について

企業が、過去年度における申告において、不足が生じている場合(例えば、計画配賦率>実際配賦率)、加工貿易ハンドブックの照合消込み手続きは、加工貿易企業に、追加的な税金還付のチャンスを与える一方、企業コストの増加(例えば、計画配賦率>実際配賦率、かつ輸出税還付率<17%)をもたらす。企業が定められた期限内に照合消込みを申請しない場合、申請の全プロセスが完了するまで、主管税務機関が当該企業に関する輸出還付(免除)業務を暫定的にストップすることも考えられる。進料加工業務に従事し、増値税輸出還付を申告する企業は、照合消込み手続きの期限に十分に留意し、12号公告で要求されている関連データおよび資料を準備されることをお勧めする。

また、保税輸入材料の使用に大きな差異が存在している大手輸出企業にとっては、照合消込みによる影響もより大きくなる。この結果は、当期の増値税還付額や仕入増値税のコストへの振り替えなどの項目に直接影響を与える可能性があり、さらには当期のキャッシュフローと損益計算書にも影響を及ぼす可能性がある。期限日は迫っているが、照合消込みにかかわる戦略的な管理、将来の税務リスクを回避するために、企業は、現在の関連データや情報をレビューし、評価することが重要である。

結論

今後の関連規定の動向に引き続き留意すると同時に、税務専門アドバイザーより関連サポートを得られるようお勧めする。照合消込みに関して不明点がある場合、ご遠慮なくご連絡ください。



連絡先

ロバート・スミス
(Robert Smith) パートナー
アジア太平洋地区の税務主管者
+86 21 2228 2328
robert.smith@cn.ey.com

北京
梁因樂 パートナー
+86 10 5815 3808
kenneth.leung@cn.ey.com

田舒 パートナー
+86 10 5815 2159
shu.tian@cn.ey.com

香港と華南地区
林超蘇 パートナー
+86 755 2238 5780
michael-cs.lin@cn.ey.com

上海
唐兵 パートナー
+86 21 2228 2294
bryan.tang@cn.ey.com

周濬宇 パートナー
+86 21 2228 2178
kevin.zhou@cn.ey.com

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、保証、税務、トランザクション、及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。全世界でのメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮する助けとなることが業界他社との差別化を図るところです。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。www.ey.com

© 2014 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

APAC No. 03000702

本配布物は、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしていません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

www.ey.com/china